台灣國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law
Since 1965

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorenys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.

# TIPLO News

**2011 年 1 月号(J137)**

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト http://www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

## *今月のトピックス*

01 医薬品特許訴訟
健亞が武田に勝訴 賠償金 5,000 万新台湾ドルを獲得
02 立錡が力智の特許権侵害訴訟で勝訴、賠償金は 1,505 万新台湾ドル
03 「超神拖把」商標登録、商標法違反で敗訴
04 商標はいずれも「007」、米国企業が檳榔（ビンロウ）業者に勝訴
05 VICTORIA'S SECRET のサブブランド、犬の図形商標が敗訴
06 地名は商標に使用不可、「讃岐」の使用を禁止 「土三寒六」が勝利
07 「大愛無線」、商標係争で「慈済」に敗訴
08 「Chrome Hearts」商標に廃止処分、海外から提訴するも敗訴
09 「床的家具」、商標権侵害で責任者が 50 日の拘留に
10 音響映像ソフトの対中輸出、認証を大幅に緩和
11 調理器具の外観類似に関する係争、台湾版が敗訴
12 仏デカトロンが台湾に投資、台中に運営本部を設置
13 台湾ハンガリーの租税協定が 2011 年元旦に発効
東欧初の租税外交国、台湾で 19 番目の租税協定に
14 中国における台湾民事商事関連訴訟、台湾民法を一部適用

## *台湾知的財産権関連判決例*

01 特許権関連

特許侵害鑑定報告は裁判所が委任した鑑定者のみではない

ー最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1663 号の分析

02 商標権関連

高齢者向けの保険商品「一定保」はその字義から「保険加入を必ず引き受ける」の意味が読み取れ、広告的・叙述的表現にあたり、識別力があるといえず、商標登録されない事例

03 著作権関連

万国公司が著作権侵害の告訴提起、最終的に被告群聯公司が勝訴

---

## *今月のトピックス*

**J101207Y1**

### 01 医薬品特許訴訟
### 健亞が武田に勝訴 賠償金 5,000 万新台湾ドルを獲得

新竹の健亞生物科技股份有限公司（Genovate Biotechnbology Co., Ltd.、以下「健亞」）は 5 年前に糖尿病治療薬「Vippar」を自社で開発し、発売を準備していたが、日本の武田薬品工業株式会社（以下「武田」）から特許権侵害を理由に裁判所に対する仮処分請求が出された。これによって衛生署から健亞に対する許可証の発給が遅れたため、健亞は裁判所に賠償請求訴訟を提起していた。知的財産裁判所は武田の過失を認め、健亞に対して 5,000 新台湾ドルに上る賠償金支払いを命じる判決を下した。本案件はさらに上訴することができる（知的財産裁判所民事判決-99 民公上 3）。

健亞側の主張によると、同社が開発した「Vippar」は単一成分製剤であるのに対して武田の「Actos」は混合製剤であり、武田の「Actos」の特許権を侵害していない。それにもかかわらず両者がいずれも糖尿病治療薬であるため、武田は裁判所の保全手続きによって不正競争を行い、同薬の独占的地位を維持しようとした。他者の権利を侵害したことは明らかである。

健亞は 2005 年 4 月から 2009 年 9 月までの間、新薬を発売できなかったことにより甚大な損失をこうむったとして、武田に対して 5,000 万新台湾ドルの賠償請求を行った。

一方、武田側は、薬品の鑑定結果に基づいて健亞の「Vippar」が武田の特許権を侵害したことを確認していると主張した。

健亞の賠償請求訴訟は第一審において敗訴したが、その後上訴していた。知的財産裁判所の裁判官合議体が調査したところ、健亞の「Vippar」は単一成分製剤であるため特許権に関わる問題はなく、武田の混合製剤の特許とは全く異なることが分かった。

合議体は、鑑定報告の内容に瑕疵があるにもかかわらず武田が同報告を以って裁判所に仮処分を請求した結果、健亞の新薬発売が数年遅れており、明らかに武田が法律制度を利用して故意に健亞の新薬発売を妨害したとして、健亞への賠償金 5,000 新台湾ドル支払いを武田に命じた。(2010.12)

**J101221Y1**

### 02 立錡が力智の特許権侵害訴訟で勝訴、賠償金は 1,505 万新台湾ドル

アナログ IC 最大手である立錡科技股份有限公司（Richtek Technology Corp.、以下「立錡」）の公告によると、台湾士林地方裁判所は力晶科技股份有限公司（Powerchip Technology Corporation）傘下のパワーマネジメント IC メーカー、力智電子股份有限公司（uPI Semiconductor Corp.、以下「力智」）が立錡の特許権を侵害したという主張を認め、立錡へ賠償金 1,505 万新台湾ドルの支払いを力智に命じた（士林地方裁判所民事判決 97 智 3）。

立錡側は、2007 年 11 月に士林地方裁判所に対して特許権侵害訴訟を提起し、力智の一部のパワーマネジメント IC チップが立錡の特許公告第 552767 号特許と第 561326 号特許を侵害したと主張していた。

一方、力智側は今回の判決で立錡が主張している特許権を侵害しておらず、自社の権利を守るために知的財産裁判所へ上訴するよう弁護士に委託したとしている。(2010.12)

**J101204Y2**

## 03 「超神拖把」商標登録、商標法違反で敗訴

台中市の個人業者、江〇〇が「超神拖把」という文字の商標を経済部知的財産局に登録出願していたが、消費者に商品が「超神」機能をそなえていると誤認させるおそれがあるとして拒絶査定を行った。当該業者はこれを不服とし、知的財産裁判所に行政訴訟を提起したが、裁判官は知的財産局と同じ見解を示し、敗訴を申し渡した（知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 144）。

知的財産局は、「超神拖把」の文字の意味が消費者に当該モップには「超神」機能があると連想させるおそれがあるため拒絶査定を行ったとしている。

また知的財産裁判所の裁判官によると、商標法第 23 条第 1 項第 2 号で「商標が商品又はサービスの形状、品質、効能又はその他説明的なものを示す場合、登録できない」と定められており、「超神拖把」には「超神秘的で、きわめて使いやすいモップ」の意味があり、かつ商品の品質、効能を説明しているため、商標法に基づき商標の登録は妥当ではない。

江〇〇側の主張によると、「超神拖把」商標の登録を出願した際に、商標中の「拖把」（訳注：モップの意）の二文字の専用を放棄する、つまり商標の中の「拖把」という二文字は江〇〇が専用するものではないと宣言して商標が品質を説明するという問題を回避したにも関わらず、知的財産局は主観的に「超神」の二文字が商品の品質と効能を説明しているとして拒絶査定を行った。しかしながら過去に「超神」の商標登録を認めるケースが２件あり、商標審査にダブルスタンダードが存在する疑いがあるとして、裁判官に原処分と訴願決定の取消を求めた。

知的財産裁判所の裁判官は、当該業者が提出した「超神爐」と「超神」等の商品はそれぞれ給水衛生設備装置及び車両の商品区分で商標登録が行われており、登録した区分、図形や文字が本件とは異なるため、江〇〇がこれらを「超神拖把」の商標登録が認められるべきだと主張する依拠にすることはできないとの判断を下した。(2010.12)

**J101206Y2**

## 04 商標はいずれも「007」、米国企業が檳榔（ビンロウ）業者に勝訴

「007」の商標を登録している米国企業、ダンジャック・エル・エル・シー（Danjaq, LLC、以下「ダンジャック」）が、台湾の檳榔（ビンロウ、これは噛みタバコのような嗜好品として使用される植物の種子）業者が「007 阿松」という商標を使用していることをみつけ、知的財産裁判所に対して商標の取消を求めて提訴したところ勝訴した（知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 113）。

ダンジャック側の主張によると、台湾の檳榔業者である品天下実業公司（以下「品天下」）は「007 阿松」商標を腕時計等の商品区分での使用で登録し、当該商標は手でピストルの形状をかたどった図形であり、ダンジャックの商標に類似しているため、消費者に同シリーズの商品であると誤認を生じさせるおそれがある。さらに「007 阿松」商標の腕時計はすでに 3 年間市場で販売されておらず、商標法に基づいて商標権を取り消すべきである。

一方、品天下側の主張によると、ダンジャックの「007」シリーズ商標商品は大部分が海外で使用されており、国内では幅広く販売されていない。また、消費者の印象にあるのは「007」の映画であって、商標ではない。品天下が「007 阿松」を商標とした腕時計は檳榔の販売店（スタンド）に置かれ、消費者が檳榔材料商品を購入した時の景品であり、販促機能をそなえている。購入者に贈るものなので、同商標の商品を市場で販売し、使用してきたとみなすべきである。

裁判官は、品天下の「007 阿松」商標とダンジャックの「007」は類似しており、品天下は「007 阿松」腕時計の販売記録に関する証拠書類を提出しておらず、又これは販促景品に属するため、品天下が「007 阿松」商標を 3 年間使用していないとみなし、商標法に基づいて当該企業「007 阿松」の商標権を取り消すとの判決を下した。(2010.12)

**J101207Y2**

## 05 VICTORIA'S SECRET のサブブランド、犬の図形商標が敗訴

米国の大手下着ブランド「VICTORIA'S SECRET」を管理するVICTORIA'S SECRET STORES BRAND MANAGEMENT,INC.（以下、「VICTORIA'S SECRET」）は台湾で「dog design」の図案を少女向け服飾サブブランドに使用する商標として登録するため出願したが拒絶査定を受けたため、同社はこれを不服として知的財産裁判所に訴訟を提起していた。裁判所は、当該商標は日本の株式会社ニューイングランドが登録している商標に極めて類似しているとして米国企業に敗訴を言い渡した（知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 100）。

裁判官によると、米 VICTORIA'S SECRET は日本の犬の商標がラブラドール・レトリーバーであるのに対して自社の商標はゴールデン・レトリバーの子犬であるため異なると主張しているものの、両者の商標はほとんど区別できない高類似度の商標に属する。

1977 年に設立された「VICTORIA'S SECRET」は世界的に有名な女性下着のブランドであり、有名モデルを CM に起用しており、タイラ・バンクス、ハイディ・クルム、ジゼル・ブンチェンなども CM に出演している。

VICTORIA'S SECRET は 2008 年台湾の知的財産局に対して「dog design」商標を傘下の少女向け衣料ブランド「PINK」の下着や服飾に使用するため登録を出願したが、同局が審査した結果、日本のアパレルメーカーである株式会社ニューイングランドが 2004 年に代理店を通じて登録した商標に極めて類似していることが分かった。

「VICTORIA'S SECRET」商標登録出願案件は 2009 年 9 月知的財産局から拒絶査定を受け、さらに訴願も棄却されたため、知的財産裁判所に行政訴訟を提起していた。VICTORIA'S SECRET 側は、同社の「dog design」商標は日本企業と同様に「顔が左向きで、尾が上を向いている」が、同社の犬は子犬であり、さらに日本企業の商標の中間部分には白抜きで英文が表示されているため両者は全く異なると主張していた。

また VICTORIA'S SECRET 側の主張によると、同社の商標はすでに EU やその他十数ヵ国で商標を登録している。一方、日本の商標は台湾で商標を登録し、かつ台湾で商標を使用しておらず、サイトで日本の消費者にサービスを提供しているにすぎない。両商標を比較すると、VICTORIA'S SECRET の方が台湾における知名度が高いと主張した。

しかしながら裁判官は、VICTORIA'S SECRET の販売データには証明できる文書がなく、ネット上で同商標に関する書き込みも極め少なく、当該商標がすでに大量に使用され台湾消費者に広く知悉されていると認定することは難しいため、両商標は消費者に混同を生じさせるおそれがあると判断し、VICTORIA'S SECRET に敗訴を言い渡した。(2010.12)

**J101210Y2**

## 06 地名は商標に使用不可、「讃岐」の使用を禁止 「土三寒六」が勝利

3 年前、南僑グループ（Namchow Group）は同社の商品「讃岐烏龍麺」（訳注：「烏龍麺」はうどんの意）の「讃岐」二文字を台湾で十数年にわたって登録使用してきたことを理由に、台北市の日本料理店「土三寒六讃岐烏龍麺」に対して看板に「讃岐」の二文字を使用しないよう要求した。

南僑グループ急凍熟麺事業部の周明芬総経理は、10 年前に 3 億新台湾ドルを投じて生産ラインを開発し、台湾で一万ヵ所以上の販路を開拓してきたため、「南僑こそ讃岐烏龍麺ブランドの開拓者である」と主張した。

一方、台北「土三寒六」の日本人責任者である樺島泰貴は、「讃岐」は香川県の旧名であり、香川県でうどん職人として修業を積み、香川県の親善大使を務めている自分自身になぜ「讃岐」を使用する権利がないのかと主張し、知的財産局に無効審判を請求していた。

経済部知的財産局は 2010 年 11 月 29 日、（99）智商 0206 字第 09980568850 号の無効審判において第 00844652 号「讚岐」商標の登録を無効とする審決を下した。(2010.12)

**J101211Y2**

## 07 「大愛無線」、商標係争で「慈済」に敗訴

無線タクシーに使用されている「大愛無線」商標は高い知名度を持つ「慈済大愛」には敵わなかった。知的財産局は両者が消費者に混同を生じさせるおそれがあるとして、「大愛無線」商標登録を取り消した。「大愛無線」商標権を所有する曾〇〇はこれを不服として行政訴訟を提起していたが、敗訴が確定した（知的財産裁判所行政判決-98 行商訴 132）。

知的財産裁判所は審理の結果、「大愛無線」に敗訴を言い渡した。判決理由として以下の 3 項目をあげている。第一に、消費者が無線タクシーを使用する際に「大愛」と呼び、その商標図形は軽視されている。主な識別はいずれも「大愛」の二文字に集中しているため、「大愛無線」は「大愛」及び「慈済大愛」と極めて類似度が高い商標だといえる。

第二に、慈済基金会は世界に 38 ヵ所の支部や連絡事務所があり、社会福祉に力を入れている。またテレビ局「大愛電視台」の制作する番組は世界 23 カ国で放映されており、「慈済大愛」と「大愛」の商標登録が出願された時点で、すでに著名な商標だった。

第三に、「大愛無線」は無線タクシーサービスを専門に提供していると主張しているが、裁判所は「大愛無線」のサービス提供エリアが大台北地区だけであるため知名度は高くないと判断している。同裁判所は、「大愛無線」のタクシーは車体上部に「大愛」のランプを設置したり、車体に「大愛」の二文字を表示したりしているため、消費者の視線を集め、消費者に「大愛」タクシーと慈済基金会との間に賛助、従属、連携又は提携の関係があると容易に連想させてしまい「誤認混同のおそれ」があると判断し、敗訴を言い渡した。曾〇〇はこれを不服として最高行政裁判所に上訴したが、やはり敗訴した。(2010.12)

**J101215Y2**

## 08 「Chrome Hearts」商標に廃止処分、海外から提訴するも敗訴

「シルバーアクセサリー業界の LV（ルイ・ヴィトン）」と呼ばれている米国の「Chrome Hearts（クロムハーツ）」は台湾で商標が登録されメガネでの使用を指定していたが、3 年にわたって使用されてないとして個人から経済部知的財産局に登録廃止が請求され、許可された。Chrome Hearts は海外から行政訴訟を提起したが、知的財産裁判所から敗訴を言い渡された（知的財産裁判所行政判決-99 行商訴 111）。

黄雅羚弁護士によると、以前は多くの老舗や有名企業に商標登録の概念がなかったり、いかに権利と利益を守るかを知らなかったりしたため、商標を先に登録されてしまったり、登録を取り消されたりされ、訴訟に直面することがよくあった。一部の企業では商標を継続使用するために高額の和解金を支払わなくてはならなかった。

Chrome Hearts は 1999 年に台湾で商標を登録し、メガネ類の商品区分での使用を指定していた。当該ブランドは日本でブレークし、Chrome Hearts が日本支社であるクロムハーツジャパン有限会社（CHROME HEARTS JAPAN, LTD.）を設立すると同時に、台湾における商標権も日本支社に移譲している。

李〇〇は 2007 年 3 月、当該商標が 3 年間使用されていないことを理由に経済部知的財産局に登録廃止を請求した。クロムハーツジャパン有限会社は知的財産裁判所に対して知的財産局の処分取消を請求するため提訴していた。

知的財産裁判所は審理の結果、クロムハーツジャパン有限会社が提出した販売関連資料、メディアの報道資料等はいずれも廃止前の 3 年間に商標を使用したことを証明できず、当該ブランドが台湾にフラッグシップショップを設置したのも商標廃止請求が出された後であるとして、クロムハーツジャパン有限会社に敗訴を言い渡した。（2010.12）

**J101227Y2**

## 09 「床的家具」、商標権侵害で責任者が 50 日の拘留に

桃園市の家具店、大雅家具行は店の入り口に「床的家具」の看板を掲げ、床的世界家具有限公司（以下「床的世界」）に訴えられていた。知的財産裁判所は、文字は異なるが商標の特徴が類似しているため、商標法違反により大雅家具行の責任者である陳〇〇に 50 日の拘留に処すが、罰金への転換も可で、2 年の執行猶予とする判決を下した（知的財産裁判所刑事判決-99 刑智上易 81）。

国内に 20 店舗以上の支店を持つ床的世界はシモンズ等の海外有名ベッドブランドの代理販売を行っている台湾最大規模のベッド寝具業者である。2008 年床的世界は桃園市春日路に位置する大雅家具行の店舗両脇に「床的家具」という文字を掲げてあるのを発見したため、商標権を侵害されたとして告訴していた。

桃園地方裁判所は双方が和解したこと等を理由に、大雅家具行の責任者である陳〇〇に 50 日の拘留、2 年の執行猶予とする判決を下した。しかしながら陳〇〇が上訴した後、裁判所は経済部知的財産局の鑑定報告に基づき消費者に混同を生じさせるおそれがないとして無罪へと判決を覆したため、検察側はこれを不服として再度上訴を提起していた。陳〇〇は審理において、床的世界が商標を登録する以前に店に「床的家具」の看板を掲げており、また主な看板は「大雅家具行」であり、「床的家具」の看板は文字、色又は配列ともに「床的世界」と異なり、かつ「大雅床的家具」商標の登録も許可されていると供述した。

知的財産裁判所は審理の結果、大雅家具行は「床的家具」の商標を登録しておらず、これらの四文字を店外に掲げる看板の一つとしているが、「床的家具」の四文字の中の「的」という文字が縮小されており、且つ「床」という文字の最後の一画である右払いの部分も「床的世界」と同じであるため、裁判官の合議体は消費者に混同を生じさせるおそれがあることは確実であると判断し、無罪判決を取り消して陳〇〇を 50 日の拘留に処すとの判決を下した。(2010.12)

**J101224Y3**

## 10 音響映像ソフトの対中輸出、認証を大幅に緩和

知的財産局の 2010 年 12 月 24 日付ニュースリリースによると、音響映像業界が支持している社団法人台湾著作権保護協会は 12 月 16 日、中国の国家版権局から台湾音響映像製品（ソフト）の中国市場参入時における著作権認証機関に指定された。今後台湾の音響映像業者が中国で音響映像製品を発売する際、「台湾著作権保護協会」で認証を受けることができるようになる。これは台湾の音響映像業者に大きなメリットをもたらし、中国での発売が便利になる。

中国の 1995 年「外国音響映像製品出版契約の登記に関する通知」に基づき、国家版権局が指定する海外認証機関による事前認証の範囲に属する場合、音響映像製品の発売元は相手側に認証機関が発給する著作権証明書の提出を要求しなければならない。以前、国家版権局は海外及び香港、マカオ、台湾地区の各種音響映像製品（録音テープ、録画テープ、音楽レーザーディスク、映像レーザーディスク及びその他の音響映像製品を含む）に関して「香港映画業協会」及び「国際レコード・ビデオ製作者連盟（IFPI）」をそれらの会員に対する認証機関として指定していた。この方式だと時間がかかりすぎ、間接的にコピー版の氾濫につながるとして、台湾業界は中国に対して台湾の関連団体を著作権認証機関に指定することを求めるよう台湾当局に要請していた。

知的財産局は問題解決に協力するため、2009 年の「両岸版権論壇業務交流会」においてこの問題を提起して好意的な回答を得た他、2010 年 2 月には台湾の関連団体を集めて話し合った際に参加代表らは一致して「台湾著作権保護協会」を認証機関とすることを推挙し、日本や韓国と同様に台湾に著作権認証機関を設置することを中国に働きかけるよう主務官庁に対して要請した。

効率的に認証作業を行うため、知的財産局はたゆまぬコミュニケーションと協調を通じて、台湾著作権保護協会の認証手順、協会の委員会制度及び認証の範囲を明らかにするのに協力し、さらに意見の交流を行い、台湾著作権保護協会が中国当局から認証機関として無事に指定されるよう協力することを目指してきた。このほかに、知的財産局は積極的に中国側と協調しあい、

著作権認証機関に必要な認証手続きや作業方法の確立、著作権認証後の関連問題などについて確認作業を行った。

9 月 12 日、中台間で「海峡両岸知的財産権保護協力協議」が発効した後、知的財産局は第 6 条の台湾音響映像製品認証制度の確立に関する規定を実現するため、台湾音響映像産業の意見を取り入れて 2010 年 11 月 17 日上記協議規定に基づき「社団法人台湾著作権保護協会（TACP）」を台湾音響映像製品の著作権認証機関に指定し、2010 年 12 月 16 日中国の国家版権局から正式に認可された。この成果は上記協議の実現に止まらず、両岸交流における大きなブレークスルーだといえる。

同協会は 2010 年 12 月 24 日から著作権認証申請を受理し始めた。これにより台湾音響映像産業に関わる業者が中国地区で音響映像製品（録音テープ、録画テープ、音楽レーザーディスク、映像レーザーディスク等の製品を含む）を発売したい場合、台湾著作権保護協会に著作権認証を直接申請することができ、第三国を通じて認証を行う必要がなくなる。業者にとって認証手続きの煩雑さを解消できただけではなく、大幅に経費を削減でき、台湾音響映像産業の中国での発売に新たな契機をもたらしてくれる。(2010.12)

**J101218Y4**

## 11 調理器具の外観類似に関する係争、台湾版が敗訴

米国 Vita-Mix Corporation（以下「Vita-Mix」）は台湾の臣品企業有限公司（Chen Pin Business Co., Ltd.、以下「巨品」）が製造販売する調理器具が Vita-Mix の調理器具に外観が極めて類似しているため、臣品が公正取引法に違反しているとして告訴していた。知的財産裁判所は Vita-Mix に勝訴を言い渡したが、本件はさらに上訴することができる（知的財産裁判所民事判決-99 民公訴 3）。

栄養調理器メーカーの米 Vita-Mix は知的財産局に対して以下のように主張した。同社は 80 年以上の歴史を持ち、米国で商標を登録して保護を受けている。同社が製造するブレンダー「Vita-Mix Total Nutrition Center (TNC)」は十数年前に台湾市場へ参入し、著名なアナウンサーである陳月卿や立法委員の高金素梅等を CM に起用しており、長い間にわたってテレビショッピングや各大手メディアで広告を打ち、市場で高い知名度を獲得している。

しかしながら臣品が販売しているブレンダー「SUPER MUM BL-1200」と Vita-Mix のブレンダーとはボトル部分、本体部分、操作制御パネル、スイッチ及び速度調整つまみの位置がいずれも同じで外観が極めて類似している。明らかに臣品の商品には消費者に両者の調理器具が同じ品質と効能を持っていると連想させようとする意図があったとみられ、公正取引法に違反している。

一方、臣品側の主張によると、当該調理器具は自社で研究開発したものであり、すでに台湾、日本、中国で特許を取得している。2009 年は台北国際発明展において銀賞を獲得しており、2009 年上半期には某テレビショッピングチャンネルの商品売上ランキングで 7 位に入っており、すでに市場で高い知名度があることがうかがえる。さらに商品の外観、内部設計は Vita-Mix の商品とは全く異なり、商標も異なるため、決して模倣ではなく、消費者に混同を生じさせるおそれもない。

しかしながら裁判官は、2 種類の調理器具は確かに類似度が高く、且つ市場調査会社が調査したところ、8 割の消費者が 2 種類の調理器具が異なるメーカーによって製造されたと識別することができなかったため、公正取引法に基づき臣品に敗訴を言い渡し、この調理器具の生産、販売、陳列並びに広告を禁止した。(2010.12)

**J101201Y8**

## 12 仏デカトロンが台湾に投資、台中に運営本部を設置

世界第二の規模を持つスポーツ用品リテーラー、仏デカトロン（DECATHLON）が台中に台湾地区の運営本部を設置することを決定した。5 年以内に 120 億新台湾ドル余りを投資し、台湾全土に 10～12 店舗の大型フラッグシップショップをチェーン展開する計画。12 月中旬に台中市政府と契約手続きを完了することにしている。

フランスに本部を置くデカトロンは OXYLANE グループ傘下の企業で、1976 年に設立された欧州最大、世界第二の規模を持つスポーツ用品リテーラー。現在世界に 490 ヵ所の販売拠点があり、欧州、南米、アジアに分布しており、年商は 2,300 億新台湾ドル相当に上る。

20 年前デカトロンは台中に台湾調達センターを設置し、自転車、サーフィンボード等のスポーツ用品や紡績品等を調達してきた。調達先は力鵬（Li Peng Enterprise Co., Ltd.）、艾鉅（Agit Global Inc.）をはじめ 100 社以上に達し、2010 年台湾からの調達額は 34 億新台湾ドル余りに上り、2011 年も 38 億～40 億新台湾ドルに成長することが予測されている。

デカトロンによると、台湾のフラッグシップショップ 1 号店は台中市第八再開発地区の南苑駐車場に設置する。投資額は 10 億新台湾ドルで、2011 年初めに着工し、年末には竣工して営業を開始する。売り場面積は約 2,400 坪。

台中での運営本部の設置を率先して表明したデカトロン以外に、スウェーデンの IKEA、ドイツの Melchers、香港の信和グループ（Sino Group）、シンガポールの豊隆グループ（Hong Leong Group）等も投資を計画している。 (2010.12)

**J101230Y8**

## 13 台湾ハンガリーの租税協定が 2011 年元旦に発効 東欧初の租税外交国、台湾で 19 番目の租税協定に

財政部賦税署は 2010 年 12 月 29 日、「台北駐ハンガリー代表処及びハンガリー駐台北貿易事務所による所得税二重課税回避及び脱税防止協定（AGREEMENT BETWEEN THE TAIPEI REPRESENTATIVE OFFICE IN HUNGARY AND THE HUNGARIAN TRADE OFFICE IN TAIPEI FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME）」が 2011 年元旦に発効となると発表した。協定の内容には現地で工場を設置する台湾企業に提供する租税優遇が含まれる。企業は株式配当金、権利金、利息の 3 種類の所得を台湾に送金する場合、源泉徴収率をいずれも 10%に引き下げるという租税優遇を享受できる。

賦税署によると、東欧市場進出のための重要な門戸の一つであるハンガリーは東欧諸国では初めて台湾と租税協定を結ぶ国となり、またこれは台湾にとって 19 番目の租税協定となった。台湾ハンガリー租税協定の発効適用によって、台湾企業は生産とサービスの触角を東欧市場にまで伸ばすことができ、世界市場における布陣に有利となる。台湾企業の東欧市場進出を助けるだけではなく、ハンガリー企業による対台湾投資も誘致でき、台湾の投資環境に関する国際競争力を高めることにつながる。

2010 年 12 月 30 日現在までに台湾が租税協定を結んでいる国は合計 19 ヵ国となり、シンガポール、インドネシア、南アフリカ共和国、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、ガンビア、スワジランド、マレーシア、マケドニア、オランダ、英国、セネガル、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、イスラエル、パラグアイ、ハンガリーが含まれる。(2010.12)

**J101227Z6**

## 14 中国における台湾民事商事関連訴訟、台湾民法を一部適用

中国最高人民裁判所は 2010 年 12 月 27 日に「台湾関連民事商事に係わる案件の審理における法律適用問題に関する規定」を発布した。法律と司法解釈における法律選択適用規則に基づき台湾地区の民事法を適用すると確定された場合、人民裁判所で適用するものとする。

さらに台湾地区の当事者が人民裁判所の民事訴訟に参加する場合、中国当事者と同等の訴訟の権利と義務を有し、その合法的な権利と利益は法律で平等に保護される。

新華社の報道によると、これは中国最高人民裁判所が台湾関連民事商事に係わる案件審判の実践における必要性から法に基づいて出した重要な司法解釈となった。2011 年 1 月 1 日から実施される。(2010.12)

＊最高人民裁判所の「台湾関連民事商事に係わる案件の審理における法律適用問題に関する規定」

（2010 年 4 月 26 日最高人民裁判審判委員会第 1486 回会議で承認／2011 年 1 月 1 日から施行／法釈〔2010〕19 号）

台湾関連民事商事に係わる案件を正確に審理し、的確に法律を適用し、当事者の合法的な権利と利益を保護するため、民法通則、民事訴訟法等の関連法律に基づいて本規定を定めるものとする。

第1条　人民裁判所が台湾関連民事商事に係わる案件を審理する場合、法律と司法解釈の関連規定を適用するものとする。

法律と司法解釈における法律選択適用規則に基づき台湾地区の民事法を適用すると確定された場合、人民裁判所で適用するものとする。

第2条　台湾地区の当事者が人民裁判所の民事訴訟に参加する場合、中国の当事者と同等の訴訟上の権利と義務を有し、合法的な権利と利益は法律で平等に保護されるものとする。

第3条　本規定に基づいて適用を確定する関連法律が国家法律の基本原則又は社会公共の利益に反する場合は適用しない。

## *台湾知的財産権関連判決例*

### 01　特許権関連

**特許侵害鑑定報告は裁判所が委任した鑑定者のみではない**
**ー最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1663 号の分析**

壱、 前言

裁判所は当事者が自ら鑑定機関に委託し、作成された鑑定報告を信用しないことができるか、または当該鑑定報告の内容を討論せずに、権利侵害もしくは権利侵害ではないとの決定を下すことができるか否か？これは最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1663 号で処理された問題である。

弐、 最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1663 号の分析

一、 本案の背景

本件で徳保有限公司（以下「原告 A」と称する）は実用新案第 106273 号「隔熱浪状板構造改良」の特許権者であると主張し、欣興石棉工業股份有限公司（以下「原告 B」と称する）が 1995 年 1 月頃からその特許権を侵害する製品を製造、販売したとして、告訴を提起したが、被告 B は権利侵害行為を否認し、その主な理由は 3 つで、(1) その製造の権利侵害の告訴が提起された権利侵害物と原告 A の取消されていない実用新案の構造が同一であるが、原告 A が修正した後、取得した実用新案権と異なる。(2) 原告 A が提出した鑑定報告は修正前の特許出願範囲に基いて、作成されたので、重大な瑕疵がある。(3) 係争特許権を侵害する故意または過失がなく、且つ原告 A の請求権は既に時効を過ぎた。

二、 主な争点及び裁判所の意見

（一） 主な争点

本件の主な争点は鑑定報告を判決の根拠とする必要性である。

（二） 高等裁判所の意見

控訴人は、被控訴人がその特許権を侵害した証明として、自ら中国機械工程学会に委託し、1997 年 1 月 15 日に作成された特許侵害鑑定報告コピーを提出したが、被控訴人が否認し、その鑑定が信用できないと抗弁した。調べたところでは、前記鑑定報告は控訴人が自ら委託し、作成されたもので、司法機関（例えば、検察署または裁判所）が本件訴訟事件の鑑定を鑑定機関に移送し、作成されたものではない。控訴人はなぜ鑑定を工程学会に委託したか、その間に特別な関係でもあったのか、21 社の会社製品が控訴人の特許を侵害したか否かの鑑定をなぜ一度に委託したか、その鑑定報告が公正で、且つ信用できるか否かについても、疑問がある。更に当該鑑定報告の記載期日が「1997 年 1 月 15 日」で、即ち、鑑定時間が当該期日の前で、控訴人は 1997 年 5 月頃から係争特許の修正を申請したので（1998

年 2 月には修正案の修正本も提出した)、前記の鑑定報告は明らかに控訴人の係争特許権の修正が申請される前に作成されたものであり、その鑑定報告は信用できるものではない。従って、前記の鑑定報告により被控訴人に確かに本件の権利侵害行為があったと認定することができない。

（三） 最高裁判所の意見

「控訴人は、被控訴人がその特許権を侵害したと主張し、中国機械工程学会作成の特許侵害鑑定報告を提出した外、原審で再び鑑定機関に移送する必要があるか否かについては裁判所の斟酌に任せると表明した。原審では、当該鑑定報告は控訴人が自ら委託し、作成されたものなので、信用できないと認定され、司裁判所指定の特許侵害鑑定専門機関に鑑定を委任せず、且つ被控訴人の自称（その製造の断熱鋼板は控訴人の修正前の実用新案出願範囲の構造と同一であるが、修正後の特許権の構造とは異なる）も斟酌せずに、修正前後の特許内容を比較しただけで、控訴人に不利な論断をしたことは、軽率すぎるものである。

三、 評論

1. 特許法第 92 条の規定により、「裁判所は、発明特許に係る訴訟案件を処理するために専門の法廷を設け、又は専門の担当者を指定してこれを行うことができる。司裁判所は特許侵害鑑定の専門機関を指定することができる。裁判所は、特許訴訟案件を受理したときは、前項の機構に嘱託して鑑定を行わせることができる。」ことになっている。特許法第 92 条第 3 項では、裁判所は必ず「特許侵害鑑定専門機関」に特許侵害鑑定報告の作成を委任する必要がないが、裁判所の判決では、「全弁論要旨及び証拠調査の結果を斟酌し、自由心証により事実の真偽を判断すべである。」となっているので、裁判所は当事者提出の特許侵害鑑定報告を斟酌し、判決の論証の基礎とすべきである。即ち、特許侵害鑑定報告が証拠の 1 種類であり、当事者が提出し、自分に有利な立場を証明することができる。特許法の規定では、裁判所が鑑定機関に特許侵害鑑定を委任「すべき」であるとは規定されていないので、一旦裁判所が鑑定機関に鑑定を委任しないことを決定した場合、裁判所は当事者提出の証拠により判断すべきである。

2. 本件訴訟の過程で、高等裁判所は鑑定報告の内容を討論せずに、「調べたところでは、前記鑑定報告は控訴人が自ら委託し、作成されたもので、司法機関、例えば、検察署または裁判所が本件訴訟事件の鑑定を鑑定機関に移送、作成されたものではない。控訴人はなぜ鑑定を工程学会に委託したか、その間に特別な関係でもあったか、21 社の会社製品が控訴人の特許を侵害したか否かの鑑定をなぜ一度に委託したのか、その鑑定報告が公正で、且つ信用できるか否かについて、疑問がある。」として、当該鑑定報告の証拠力を否認した。

事実上、高等裁判所の論理に疑問があり、なぜならば、「自らの委託」と「鑑定報告の公正」とは因果関係がないからで、さもなければ、民事訴訟中では、「証拠」は全部が当事者により準備される状況なので、これらの証拠は「自らの準備」により公平性を失うことになり、その結果は裁判所が判決基礎となる証拠を有することができないことになる。

従って、最高裁判所の意見に基づき、特許侵害訴訟の審理を行う時には、下級裁判所が改めて鑑定機関への特許侵害鑑定の委任を決定した場合を除き、当事者が提出した鑑定報告を実際に斟酌すべきであり、下級裁判所も、鑑定報告は当事者が自ら委託したものであり、公正性を失うものであると認めることができない。

参、 結論

最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1663 号では、裁判所が案件を審理する時、自ら鑑定機関に特許侵害鑑定を委任しない場合、裁判所は当事者提出の鑑定報告を実際に斟酌すべきであり、鑑定報告は当事者が自ら委託し、作成されたものであるとして、当該鑑定報告の内容を信用しないと認定した場合、裁判所による判決が適法ではない。

## 02 商標権関連

## 高齢者向けの保険商品「一定保」はその字義から「保険加入を必ず引き受ける」の意味が読み取れ、広告的・叙述的表現にあたり、識別力があるといえず、商標登録されない事例

**■ハイライト**

米 AIG グループ（アメリカンインターナショナルグループ：アメリカニューヨークに本拠を置く保険会社）傘下の ALICO（アリコ）生命保険会社の高齢者向け生命保険商品「一定保（「必ず保険を引き受ける」、「必ず保険に入れる」の意）」は年配の方の間で人気が高いが、その「一定保」についての文字商標登録が知的財産局から拒絶された。知的財産局の拒絶査定と経済部訴願審議委員会の訴願決定を不服とした行政裁判で、知的財産裁判所は、「一定保」は「保険に入ろうとする者ならどのような事情があっても一切保険への加入を拒否しないという意味合いがあり、説明的表現であるため、法により商標として登録することができない」として原告 ALICO の敗訴を言い渡した。

ALICO 生命保険会社は 2006 年 3 月に台湾で「一定保」という生命保険プランを打ち出し、台湾で初めての高齢者向けの保険商品で、「既往症を問わない。身体検査は不要。加入したいなら必ず引き受ける」をセールスポイントにテレビコマーシャルを集中的に放送していた。2007 年 3 月に「一定保」について文字商標の登録出願をしたところ、拒絶された。

知的財産局によると、「一定保」といえば「必ず保険加入を引き受ける」、「百パーセント加入できる」という印象を人に与え、広告的・説明的表現であり、識別力を持たない。また原告が提供した資料から、「一定保」は「生命保険プラン」、「常青（常緑、高齢者にずっと若いままでいてほしいという意味がある）生命保険」などの文字と併せて使用することが殆どで、「一定保」に知名度と識別力があることは証明できない。

原告の ALICO 社は、「一定保」は初めて生命保険商品に使用される文字の組合せで、しかも「ALICO 米国人寿 TAIWAN 一定保寿険専案」（訳注：人寿は「生命保険」、専案は「プラン」の意）は商標登録されていることから、「一定保」の三文字にも識別力があると考えられる。さらに、同社は「一定保」プランのマーケッティング活動に力をいれ、年配のタレントをコマーシャルに起用したり 2006 年 3 月に同プランを市場に送り出してからあわせて 1 億 500 万元の広告費を費やし、同プランの保険料収入は計 4 億 5000 万元を超えている。また消費者協会の金賞を受賞したりして「一定保」は知名度が高く標章として識別力を有するようになった、と主張。

TIPLO Attorneys-at-Law

知的財産裁判所行政判決
裁判番号：97 年度行商訴字第 32 号
裁判期日：2009 年 01 月 08 日

原告：ALICO（注：米 AIG グループ傘下の生命保険会社）
被告：経済部知的財産局

主文：原告の訴えを棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

**●事案概要**

原告は 2007 年 3 月 5 日に「一定保」（以下、係争商標）文字について、商標法施行細則第 13 条に定めた商品及び役務分類表第 36 類の「保険会社、生命保険、健康保険、傷害保険、保険コンサルティング、・・・基金投資、不動産売買の仲介、・・・・財務の評価・分析、・・・退職金給付」といった役務に使用することを指定し、被告の知的財産局に商標登録を出願した。被告が審査したところ、係争商標「一定保」は商標としてあるべき識別力を有しないと認定し、また原告が提出した証拠資料からして、係争商標が使用されることによって取引上その役務を表す標識になったと認定しがたく、登録を認めることができないとし、2008 年 2 月 5 日付第 304946 号査定書をもって拒絶処分をした。原告は同拒絶査定処分を不服としてその上級機関の経済部訴願審議委員会に訴願手続をとった。同委員会は決定で知的財産局の見解を維持する判断を示し、原告はさらに知的財産裁判所に裁判を起こした。

**●判決要旨**

一．商標法第 23 条第 1 項第 2 号により、「商標であって、商品又は役務の形状、品質、効用その他の説明を表現するものは、登録されない」。いわゆる「商品の説明」とは、商標における文字、図形、記号、色彩又はこれらの組合せについて、一般の社会通念から商品そのものの説明又は商品そのものの説明と密接に関わっているものであれば、同条項が適用される。「文字」が商品を直接説明するものである印象を与えるものなら、どのような種類の言語にせよ、文字にはそもそも本来の字義があり、その字義はその商標が使用を指定される商品そのものに関する説明又はそれに密接に関わっているものは、これにあたる。それから、商標法第 5 条により、「商標は、文字、図形、記号、色彩、音声、立体的形状又はその組合せで構成されることができる。前項商標は、商品又役務の関連消費者がそれを商品又は役務を表彰する標識であると認識し、またそれによって他人の商品又は役務と区別できるものでなければならない」。第 5 条の規定に該当しない商標は登録されず、同法第 23 条第 1 項第 1 号及び第 4 項にもこれについて明確に規定している。したがって、登録出願にかかる商標に識別力がなく、商品又は役務の関連消費者がそれを商品又は役務を表す標識と認識することができず、またそれによって他人の商品又は役務と区別がつかないときは、前掲規定により登録を認めるわけにはいかない。

二．本件争点は、役務の関連消費者が係争商標「一定保」を役務を表す標識と認識し、他人の役務と区別することができるか？また、商標登録されるのに求められる識別力があるかないか？。これについて、当裁判所は次のとおり判断する。

1. 本件原告は生命保険業務に携わる保険会社であり、係争商標「一定保」の文字について商標登録出願をした。係争商標を字義通りに解釈すると、同社が保険加入の意思表示をしたお客様に対し、その事情はどうあれ、必ず保険を引き受けるというメッセージを伝えようとする、という印象を受ける。商標の意味を不当に拡張解釈するといわれるようなことはない。係争商標は図形でなく、文字の組合せである。その組み合わせた文字に対する理解は、当然のことその文字を組み合わせた後に伝えようとする意味を解釈の基礎とする。その文字表現から直接解釈しなければ、係争商標「一定保」が代表するものは何を意味するか、分からなくなる。原告は係争商標を通じて消費者にブラント意識を伝えようとするだけであると言っているが、消費者が係争商標をみてどのような印象を受けるかについてなぜ言及を避けるか？これは、明らかに文字商標における文字表現で示される字義をわざと無視していると言わざるを得ない。
2. 本件原告は保険業務に携わる会社で、係争商標と併せて使用している。それによって伝えようとするものは、原告は同社保険商品を選び契約をしようとする者を一切拒否しない意味である。消費者が係争商標で伝えようとする意味を真に受け、原告に保険プランへの加入という意思表示をしたが、原告はそれを引き受けなければ、反って係争商標で伝えようとするメッセージと一致しない。したがって、係争商標で表す内容は、消費者に原告のサービスの質を告知するものであり、この点について言えば、係争商標ははっきりと商標法第 23 条第 1 項第 2 号でいう「商標であって、商品又は役務の形状、品質、効用その他の説明を表すものは、登録されない」に該当する。前述のように、係争商標は文字の組み合わせからなる標章で、文字と図形商標の最大の相違点は、文字そのものに本来の字義があり、それを一目で見ると意味を読み取れることができ、これとは対照的に、解説を通してはじめてその内在の意味が分かってくる図形商標より直接的である。係争商標「一定保」という文字から、消費者に「必ず保険契約をする、或いは必ず保険（加入）を引き受ける」という印象を与え、即ち原告のサービスの質を示している。これは、「一口齧られたリンゴ」の図形がアップルコンピュータを代表し、商標と商品を連想することができず、またその図形商標はいったい何の商品又は役務の品質、形状、効用等を表すかその図形から意味が分からない状況とは異なる。本件原告は文字の組合せを商標として選んだ以上、その文字が商品又は役務に関する形状、品質、効用その他の説明に該当し、商標登録されない可能性のあるというリスクを承知するはずであり、文字で伝えようとする意義を故意に無視したり言及を避けることはできない。
3. 商標に文字を使い、商品又は役務の品質、形状、効能を直接説明せずに登録される

ものは、実務上少なくない。例えば、「We are family」は金融業に使い、「お客様を家族のように扱う」という印象を人に与える。これは単に文字だけで銀行業務に直結することができず、文字を見れば意味が分かる係争商標のようにその業務サービスの質を直接表す状況とは違う。したがって、本件係争商標は原告のサービスの質に関する認識を人に与える可能性がある以上、商標法第 23 条第 1 項第 2 号により登録を受けることができない。原告は、「軽鬆保（「気軽に保険をかける」の意）」等が保険業に使われ、商標として登録されていることを例に挙げ、被告の審査基準はまちまちだと批判するが、商標登録出願は個別審査（案件ごとに審査を行う）となっており、個別案件によって拘束されない原則がある。とはいえ、原告が例として挙げた登録例「軽鬆保」について言うと、同商標が伝えようとする意味は係争商標ほど強くはない。「軽鬆保」という商標はその保険加入手続きは非常に簡単で手軽に済ませるという意味合いがあるが、「手軽」かどうかは個人の主観的な感覚によって違う。たとえその保険加入手続きを手軽に感じない消費者がいたとしても、当該商標が伝えようとする意味を害しない。一方、係争商標が使用する文字「一定保」は原告によって提供される絶対的なサービスの質を伝えようとするもので、原告が挙げた例で使われる文字表現の強弱とは程度が異なり、これを一概に論ずることはできない。

4. さらに、原告は 2006 年 3 月 20 日に高齢者向けの「一定保」保険プランを市場に送り出して以来、各主要メディアで宣伝広告を行い、2008 年 3 月 31 日まで計 1 億 500 万元の広告費を投入した。長期にわたって使用し、かつ幅広く宣伝したことにより、「一定保」はすでに原告会社の極めて代表的な保険商品になっている。たとえ、係争商標は先天的な識別力がないとしても、原告の営業活動を通して当該標識は明らかにサービスを表彰し、かつこれによって他人の保険商品と区別することができる識別力機能のある表示になっているという。原告が提出した証拠資料によると、確かにその業務経営に力を入れていることを証明することができるものの、原告が添付した 2008 年 1 月から同年 8 月 17 日までのコマーシャルの放送回数明細及びテレビコマーシャルの写真資料のコピーなどから、その主な内容にやはり「Alico 米国人寿」或いは「米国人寿」等商標が表示されており、「一定保」を商標として使用していないことが分かる。以上のことから係争商標を生命保険サービスに使用していることを証明するに足りない。言うまでもなく、本件商標は原告が長期にわたって幅広く使用することにより、取引上そのサービスを表す標識表示になっていると認めがたい。ましてや原告が提出した前掲証拠資料に示されているように、一般の消費者に与える印象としては、「一定保」の文字配列は広告的又は叙述的用語であり、単独で係争商標を特別に表示するものではない。このため、上記証拠資料は係争商標が既に識別力を持つようになった証拠とすることができるかは疑われる。また、被告が 2008 年 12 月 25 日に本裁判所における口頭弁論期日に提出したインターネット検索資料から、「一定保」という文字の組合せを保険商品の宣伝に使用する会社は原告会社に限らず、他の外資系保険会社でも使用されている。以上のことから分かるように、係争商標の文字は原告一社だけで独占的に使用しているわけでなく、保険会社でよく使用され、或いは使用する可能性のある言葉である。原告による係争商標の登録を認めると、反って不正競争をきたすおそれがある。係争商標の文字は生命保険事業者で使われる言葉である以上、識別力があるとは考えられず、即ち係争商標は必ずしも原告に連結し、他の生命保険事業者と区別することができるとは限らない。よって、原告による係争商標登録出願は認めない。

## 03 著作権関連

### 万国公司が著作権侵害の告訴提起、最終的に被告群聯公司が勝訴

台湾新竹地方法院刑事判決
▲判決番号：95,自,5
▲案件摘要：著作権法違反
▲裁判期日：2008 年 10 月 03 日

▲関連法律：著作権法第 101 条、第 92 条、第 91 条第 1 項、刑法第 342 条第 1 項、第 317 条
1.
▲裁判要旨
① 科学技術及び工程設計図は図形著作であり、当該図形も必ずオリジナリティを備えていて始めて著作権法保護の対象となる。つまり、実用物品形状の図形著作が全て著作権の保護を受けるわけでもない。もし、図形著作が単純に実用物品の形状又は特徴を表現しただけのもので、その他分離でき、なお且つ独立に存在できる図形設計がなければ、著作権の保護を受けることは出来ない。これが即ち「実用物品原則」であり、実用物品の形状は大抵固定の幾何図形の組み合わせによって成り立っており、もし図形設計が物品の習知又は通常の形状を超越していないなら、それはオリジナリティがあるものとは言いがたい。更に、仮に著作権保護が単純に実用物品形状を表現した図形設計にも及び、当該図形著作者による物品常用造形での使用に排他権利を与えるとすれば、明らかに人類創作の思惟及び構想の妨げとなり、文化活動の発展に深刻な影響が出る。
② 調べたところ、自訴人は USB フラッシュメモリーディスクを製造し、そのパネル上には円グラフ、残容量及びハードディスクラベルテキストを順に表示しており、円グラフを用いて面積の使用比率を表示していて、これは一般大衆に通用しているものである。また、円グラフの配置がパネルの左側で、残容量及びハードディスクラベルテキスト配置がパネルの右側であるのも、一般的な排列方式であり、美術技巧の表現は備えていない。つまり上記円グラフ、残容量及びハードディスクは、美術技巧による思想や感情の表現ではなく、創作した美術技巧が表現されているものでもないので、いずれも美術著作とは認定しがたい。
③ 自訴人はまた、情報図示設計図（本裁判所ファイルー 286P 参照）が 図形著作及び編集著作である云々と主張しているが、調べたところ、当該情報図示設計図は、自訴人が製造している USB フラッシュメモリーディスクのパネルを平面図で表したものであり、当該図示又は排列方式で作者の思想又は感情上の一定の精神内面を出現させたり、又は表現して、作者の個性又は独創性の程度を表したものではない。つまり、上記情報図示設計図は図形著作及び編集著作ではないことは確かである。

2.
自　訴　人　万国科技股份有限公司
被　　告　群聯電子股份有限公司
被　　告　己〇〇
　　甲〇〇
被　　告　庚〇〇

3.上記被告等は著作権法等違反事件で、自訴人より自訴が提起された。本裁判の判決は以下のとおりである。
3-1 主　　文
群聯電子股份有限公司、己〇〇、甲〇〇、庚〇〇をいずれも無罪とする。
3-2 事実摘要
本件自訴の主旨は概ね以下のとおりである。
（1） 自訴人万国科技股份有限公司（以下、万国公司と称する）は 2003 年末から 2004 年年初にかけて、Bistable ディスプレイ技術を応用して USB フラッシュメモリーディスクパネルを開発し、ハードディスクラベルテキストや（例えば「PHOTO 」又は「DATA」と標示して用途を区別したり、「JOHN」又は「MARY」と標示して使用者氏名を区別する）、USB の残容量をパネル上に表示する技術を結合させた。これらの技術を USB に使用するのは自訴人のオリジナルであり、自訴人は著作権を有するものである。上記 Bistable ディスプレイ技術を USB フラッシュメモリーディスクパネルに応用し、電池を使用せずに、パネル上に使用者氏名、残容量、ハードディスクラベル等情報の表示を保持できる。
（2） 自訴人は製品開発を決定し、被告群聯電子股份有限公司（以下、群聯公司と称する）に、その中の部品の一つであるコントロールチップの開発製造を委託し、双方でこの開発製造業務提携について秘密保持契約を締結した。
（3） 被告群聯公司で上記チップ開発を担当した人員、即ち被告己〇〇、甲〇〇は係争製品

の全ての情報を知っており、二人は上記秘密保持契約に基づき、本来業務上知悉又は保有した商業秘密を守る義務を負っていたにもかかわらず、その商業秘密を守らず、自訴人公司の人員即ち被告庚〇〇と、犯意に基づく連絡を行った。被告甲〇〇は、自己名義で 2005 年 7、8 月頃に上記技術について専利を出願し、自訴人の上記商業秘密を漏洩した。

（4） また、被告己〇〇、甲〇〇、庚〇〇は、いずれも自訴人の上記製品開発製造事務を処理しており、三名は共同で被告群聯公司及び被告甲〇〇の不法な利益及び、自訴人の利益に損害を与えることを意図し、任務に背いて自訴人公司が著作権を有する上記技術について、被告甲〇〇が専利を出願した外、同時に複製の方法で被告群聯公司が自訴人の機能及び外観とほぼ同一の USB を大量生産した。被告群聯公司は営利を意図し、著作権法に違反して製造した USB を大量に販売し、巨額の利益を獲得し、自訴人の財産又はその他利益に損害を与えた。

（5） また、自訴人公司人員の庚〇〇は、群聯公司との秘密保持契約締結を担当したが、その内容は自訴人公司に不利になっており、背信罪を犯した嫌疑がある。

3-3 理由摘要

（1）著作権の問題については以下のとおりである。

① 科学技術及び工程設計図は図形著作であり、当該図形も必ずオリジナリティを備えていて始めて著作権法保護の対象となる。つまり、実用物品形状の図形著作が全て著作権の保護を受けるわけでもない。もし、図形著作が単純に実用物品の形状又は特徴を表現しただけのもので、その他分離でき、なお且つ独立に存在できる図形設計がなければ、著作権の保護を受けることは出来ない。これが即ち「実用物品原則」であり、実用物品の形状は大抵固定の幾何図形の組み合わせによって成り立っており、もし図形設計が物品の習知又は通常の形状を超越していないなら、それはオリジナリティがあるものとは言いがたい。更に、仮に著作権保護が単純に実用物品形状を表現した図形設計にも及び、当該図形著作者による物品常用造形での使用に排他権利を与えるとすれば、明らかに人類創作の思惟及び構想の妨げとなり、文化活動の発展に深刻な影響が出る。

② 調べたところ、自訴人は USB フラッシュメモリーディスクを製造し、そのパネル上には円グラフ、残容量及びハードディスクラベルテキストを順に表示しており、円グラフを用いて面積の使用比率を表示していて、これは一般大衆に通用しているものである。また、円グラフの配置がパネルの左側で、残容量及びハードディスクラベルテキスト配置がパネルの右側であるのも、一般的な排列方式であり、美術技巧の表現は備えていない。つまり上記円グラフ、残容量及びハードディスクは、美術技巧による思想や感情の表現ではなく、創作した美術技巧が表現されているものでもないので、いずれも美術著作とは認定しがたい。

③ 自訴人はまた、情報図示設計図（本裁判所ファイルー 286P 参照）が 図形著作及び編集著作である云々と主張しているが、調べたところ、当該情報図示設計図は、自訴人が製造しているUSB フラッシュメモリーディスクのパネルを平面図で表したものであり、当該図示又は排列方式で作者の思想又は感情上の一定の精神内面を出現させたり、又は表現して、作者の個性又は独創性の程度を表したものではない。つまり、上記情報図示設計図は図形著作及び編集著作ではないことは確かである。

（2）背信について

調べたところ、当該双方秘密保持契約には、自訴人に不利な内容の誤植があったが、関係証人の証言に依れば、庚〇〇が故意に行ったものではなく、背信の犯行があったと認定するには不十分である。

（3）工商秘密漏洩について

本件自訴人の「保存ボリューム情報表示機能のある保存関連装置」は、2004 年 2 月 20 日に専利を出願し、公告日 2004 年 12 月 11 日の公告後は一般に周知されていたことになる。当該専利公報では技術的にどのように当該情報を表示するのか説明している外、その中の第 14 点でも「... その中の保存ファイル資源分配用の参考ブロックの内容には保存ボリュームセクター、ファイル管理フォーマット及ボリュームラベルテキストが含まれる」と明記されており、当該情報は客観的には機密性を有しておらず、商業上の秘密資料でもないと言える。つまり、被告庚〇〇、己〇〇及び甲〇〇は、いずれも刑法第 317 条の工

商秘密漏洩罪を構成していない。

（4）本件は提携案が失敗した後で、被告群聯公司が自ら USB フラッシュメモリーディスクを製造し商業上の競争に至ったが、複製罪、公開展示罪、改作罪、背信罪、工商秘密漏洩罪と結びつけることは困難である。この外、その他被告等に上記罪状があったと証明する積極的且つ確実な証拠もないので、無罪判決を通告する。


TIPLO Attorneys-at-Law Since 1965 台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010


---

記事提供：TIPLO Attorenys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.